**保安機関の地位承継届**

関係法令等　法第３５条の４において準用する第１０条第３項　規則第４２条

◎　保安機関について、事業の全部譲り渡し、相続又は合併により保安機関の地位を承継した者は、遅滞なく承継届を行わなければなりません。

◎　申請手続きは、販売所の所在地を所管する広域振興局等の扱いになります。

◎　必要書類

１　保安機関販売事業承継届書（甲）（様式第２１）

　２　保安機関相続同意証明書（様式第２３）及び承継者の戸籍謄本

　　　（２以上の相続人全員の同意により選任された承継者の場合→相続人が２人以上の場合）

　３　保安機関相続証明書（様式第２４）及び承継者の戸籍謄本

　　　（前号以外の場合→相続人が１人の場合）

　４　保安機関事業譲渡証明書（様式第２２の２）

　　　（営業権の全部を譲渡した場合、合併により液化石油ガス販売事業者の地位を承継した場合）

５　法人の場合、登記事項証明書

６　欠格事項非該当誓約書